

**産業生活常任委員会**

**(平成25年7月16日)**

加藤清助委員長

それじゃ、皆さんおそろいですので、きょうは産業生活常任委員会と協議会ということで始めていきたいと思います。

傍聴にマスコミの方が2人、傍聴されていますので報告させていただきます。

きょうはお手元にあります事項書に沿って進めていきたいと思っております、その他1件がありますので、この順番で行きたいと思います。

まず最初に、1番目の6月定例月議会の議会報告会を先般開催させていただきました、それについてのまとめが別紙のほうについているかというふうに思っています。その出された意見について整理をさせさせていただくということで、ペーパー1枚があるかと思うんですけども、その下のほうに、議会として協議すべき意見、各常任委員会で協議すべき意見、その他の意見という整理をさせていただくということで、これについて事務局のほうから説明願いたいと思います。

栗田議会事務局主事

事務局でございます。

そうしましたら、1枚紙のもので、議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見（案）というものでございます。こちらのほうを、ちょっと順番に読み上げさせていただきますと思います。

左側の内容という欄が議会報告会で出された意見、右側の検討結果（議会報告会での回答）という部分が、議会報告会の中で回答していただいた内容をまとめさせていただいております。

それでは、順番にちょっと読み上げのほうをさせていただきます。

1番、あかつき台の方から。市立四日市病院は、今まで一度も事故調査委員会を設置したことがなく、不信感を感じているため、医療安全管理委員会のあり方や、医療関係の情報公開のあり方についてこの委員会で取り上げて議論をしてほしい。これに対しまして、一度持ち帰らせていただき、委員会の中でどのように行政側と協議していくかということを検討させていただくというふうな回答がございました。

2番でございます。昨年度、市民と病院側で意見交換を行う場が必要であると提案した

が、これについてどういった議論を行っていただいたのか。また、どういった結果になったのかを教えてください。これに対しまして、病院側で個別のテーマを決めて講演会を実施しているが、今後はテーマにこだわらず、幅広く市民の意見を聞くべきであると教育民生常任委員会の中で議論を行い、同内容の意見書を市立四日市病院に対して提出していると。市立四日市病院においては、この意見書を受けて、現在検討を重ねているところであると考えているというふうな回答がございました。

3番でございます。平尾町の方からです。市立図書館について、かなり老朽化しており、また、たくさんの方が利用していて、入れないこともしばしばある。ぜひともそういった面をカバーできるよう新設を含め検討してほしい。

また、続きまして4番でございますが、霞ヶ浦第1野球場について、プロ野球が行えるよう改修してほしい。

また、5番でございますが、四日市大学の方からです。外野の芝が古いので、試合をやっているときに使いにくいと感じていますというふうなご意見がございました。これに対しまして、教育民生常任委員会の所管部分であるため教育民生常任委員会に伝えさせていただくが、答えられる範囲でお答えするというので、市立図書館につきましては、四日市市総合計画の中で図書館の新たな構想についての記載があるが、現実的にはまだ具体化していないのが現状であるというふうな回答がございました。また、野球場につきましては、現在、スコアボードの更新や、今年度にはウイング部分の拡張などを行う予定であるが、施設の稼働率が大変高い関係で芝の改修までは行えていないのが現状である。また、こういった改修ではプロ野球の実施は行えないのが現状であり、プロ野球を実施するためには球場の新設を検討しなければならない。市独自で設置は難しいため、県と協議を行い、県営の球場を設置できるかどうか鍵となるというふうな回答がございました。

6番でございます。下海老町の方からご意見をいただいております。北勢地域は産業ばかりで、スポーツに直に触れ合う機会が少ないため、そういったことにも配慮をしてほしいというふうな意見がございました。これに対しまして、三重県は、他県に比べてスポーツ施設が3分の1しかない。市議会全体としてもそういった機会を持ってもらえるように努力していきたいというふうな回答がございました。

7番でございます。生桑町の方からでございます。文化会館の第2ホールの予約をしようと思ったが、工事中とのことで予約がとれなかった。結局、利用料金の高い第1ホールの予約をすることとなった。どういった工事を行ったのかという内容について伺いたいと

いうふうな意見がございました。これに対しまして、文化会館については、先日までエレベーターの増設工事をしており、そういったところの影響があったと考えているが、詳しくは調査を行い、後日回答させていただきたいと思っているというふうな回答がございました。

8番、西松本町の方からでございます。市立四日市病院が迷路のようになっており、非常にわかりづらく、また、診察の待ち時間も非常に長いので、もう少し何とかならないのか。また、病院には手話通訳者も設置されているので、非常にありがたいと感じているが、1人しか設置されていないため、いつでも誰もが利用できる施設を目指してほしいというふうな意見がございました。これに対しまして、市立四日市病院は、新病棟も設置されており、わかりづらく、また、手話通訳者についても同じ認識を持っているため、執行部に伝えさせていただくというふうな回答がございました。

9番でございます。下海老町の方からいただきました。雇用対策について、議会ではどういった議論がなされてきたのか。また、産業全般についても伺いたいというふうな意見がございました。これに対しまして、最近では、東芝四日市工場の増設の話があり、今後、日本の中心ともなっていく事業だと考えているため、市として支援していきたい。また、市では、産業の活性化のために四日市市産業活性化戦略会議を設置しており、議会としても、予算の執行などについて検証していきたいと考えている。また、企業立地奨励金事業について雇用対策が課題として上がっているため、この委員会で調査することとなっているというふうな回答がございました。

一番下の米印のところでございますが、ナンバー1につきましては、各常任委員会で協議すべき事件というふうな形で議会運営委員会のほうに上げていく意見、それ以外は1番というふうな形で、その他の意見というふうな分類を正副委員長案でしていただいております。

以上でございます。

加藤清助委員長

今、出された意見について事務局のほうから報告をいただきまして、最後のほうで、正副委員長のほうでこの意見を受けてということで、案ですけれども、ナンバー1の部分ですね。特に情報公開のあり方とかという意見が出ていましたが、所管の市立四日市病院にかかわることですので、今後の委員会の中で、意見をいただいたことを踏まえて、行政と

の協議の中であり方も議論していくという形で回答させていただいております。

その他の部分についてはその他の意見の分類ということで、議会運営委員会のほうに報告するという案でございますが、これでよろしいかどうかという確認をきょう行っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議会運営委員会への報告はこういう内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

加藤清助委員長

異議なしということで、こういう報告をさせていただくということで確認させていただきます。

続きまして、2項目に入りますので、理事者の出席をお願いいたします。

理事者の出席、以上の方でよろしいですか。

永田商工農水部長

はい。

加藤清助委員長

じゃ、もう挨拶はよろしいですね、特に。

それでは、きょうは所管事務調査ということで、先般、休会中に2件の所管事務調査事項を確認いただきました。きょう行いますのは、企業立地奨励金についてということで、8月にもう一回ありますけど、そのときが、村山委員から提案がありました、きょうも出ていたな。ばんこの里会館のあり方検討会の報告を受けてということでしたな。というスケジュールになっております。

それでは、企業立地奨励金についてということで、お手元に工業振興課のほうから資料を用意していただきましたので、まず、これの説明をいただいた後に協議、所管事務調査に入っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

服部工業振興課長

工業振興課長の服部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、企業立地奨励金についてご説明をさせていただきます。この件につきましては、平成25年2月の予算常任委員会全体会において審査項目として取り上げるべきであるという提案に対して、委員長の采配により、全体会審査で取り上げることとせず、所管の分科会等において別に議論の場を設けることとしていただき、本日の所管事務調査の項目としていただいたものでございます。

それでは、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

企業立地奨励制度の経緯及び概要についてご説明をさせていただきます。平成3年4月に企業立地促進条例の前の制度であります重点整備地区整備促進条例を施行いたしました。これは、工業専用地域など地域を指定いたしまして、また、高度技術工業など対象事業も限定して奨励金を交付する制度でした。

要件としましては、大企業の場合は10億円以上という投資額要件と30人以上という新規雇用要件を設定し、固定資産税額の2分の1を3年間、上限3億円として交付するというものでした。

平成12年4月に見直しを行い、今の5年ごとの制度が始まりました。当時は、コンビナート事業所のプラント停止に伴う事業所の撤退という背景がございまして、とにかく設備投資を呼び込むことで事業所の存続を図り、事業所が存続すれば就労の場もゼロにはならないという考え方のもとに、雇用条件を外して制度の見直しを行いました。

そのほか、地域指定を行わずに、市内全域を対象地域にするとともに対象事業の拡大も行いました。また、投資額要件を10億円から5億円に引き下げ一方で、奨励金の上限を3億円から5億円に引き上げております。

平成13年9月には、物流機能を有する保管施設を対象に加えました。

なお、この表におきまして、空欄につきましては上と同じという意味でございますので、ご了解をお願いしたいと思います。

平成17年4月の提示見直しでは、リース資産を対象に加えるとともに、対日投資を促進するという意味合いで、外資系企業には中小企業の要件を適用することといたしました。また、中小企業の投資額要件を、括弧内の数字ですが、1億円から5000万円に緩和いたしまして、交付期間を3年から5年に延長しております。

平成18年3月には、大型投資に対応するために、交付限度額を5億円から10億円に引き上げ、奨励金算定方法の見直しを行いました。

平成19年4月には、製造業の事業所における発電の代行を主とする事業を対象に加え、

平成22年4月の提示見直しで、次世代電池や次世代半導体などを対象に加えるとともに雇用状況の報告をしていただくようにいたしました。雇用については、指定の要件ではございませんが、指定事業における雇用状況を把握するために、表の下の米印の三つ目でございますが、指定通知書の指定の条件等という欄に雇用の確保に努め、この指定に係る雇用状況を報告することと記載することで、以降5年間、毎年交付申請時に雇用状況を報告していただいております。

また、この見直しにおきまして、中小企業の投資額要件を5000万円から2000万円に引き下げ、さらに中小企業の場合には、奨励金の算定において事業所税を加算することとするなど、中小企業にとって活用しやすい制度となるよう見直しを行っております。

このように、その時々に必要な見直しを行いながら今の制度となりまして、算定時にございますように、奨励金の交付を開始いたしました平成13年度以降、今年度の交付予定を含めると、61社、157の事業、その右のほうの数字ですが、7100億円の投資総額に対して、一番下の右から二つ目の数字でございますが、55億7360万円の奨励金の交付を行っております。

ちなみにその右側の数字ですが、そのうちの1億4700万円につきましては、中小企業に対する交付金の実績、交付予定も含めてですが、中小企業に対するものでございます。

また、参考として表の下に記載しましたが、現在の企業立地奨励制度の前の制度であります重点整備地区促進条例に基づく実績は、交付を始めました平成4年度から平成12年度の9年間で3億4400万円の実績でございました。これは、このうち上限3億円を適用したものが1件ございますので、それを除きますと4400万円という状況でございます。

次に、4ページをごらんください。

平成25年2月定例会議で議論のもととなりました具体的案件についてご説明をさせていただきます。平成22年4月に指定を行いましたMCJエネルギーサービスの事業で、JSR四日市工場に電力と蒸気を供給するために行った設備投資でございます。投資額は49億円で、うちリース資産はございません。従業員数は3人おりますが、全て親会社である三菱商事の社員でございまして、新規雇用はございません。また、設備の運転をJSRや三菱化学に委託していることから、市内事業所における従業員はゼロという状況です。奨励金につきましては、平成23年度と平成24年度、この2年分が交付済みでございまして、平成27年度までの残る3年分が交付予定という状況でございます。

下の図でご確認をいただきますと、一番下の三菱商事の完全子会社でありますMCJが

左側でございますが、三菱化学から天然ガスの供給を受けまして、右側のＪＳＲに電気と蒸気を供給するというものです。

ＪＳＲでは、従来重油と石炭で発電を行っておりましたが、この供給を受けることで重油炊きボイラーを停止しております。重油から天然ガスに変えて、ＣＯ<sub>2</sub>削減など環境負荷の軽減を図るとともに、エネルギー効率の高い設備を導入することでコストダウンを図ることができ、エネルギー部門に投入していた経営資源を研究部門や生産部門に投入することで近年のマザー工場化という動きにつながっています。

発電設備につきましては、右上のほうに事業用地賃貸借と書きましたが、ＭＣＪがＪＳＲの敷地内に土地を借りまして設置を行ったものです。その設備の企画、設計、資金調達など、それらは全てＭＣＪが行っております。そうしてでき上がった設備につきまして、導管の設備は三菱化学に、発電の設備はＪＳＲに運転を委託しているという状況でございます。

次に、４番目のところですが、この案件に対する予算常任委員会産業生活分科会でのやりとりを分科会長報告の抜粋、要約によりご説明をさせていただきます。

丸の一つ目でございます。企業がエネルギー部門などを新設する場合、別会社をつくらせて行うといった動きがあるが、当該奨励金が親会社と別会社に二重に交付されることにはならないのかというご指摘に対しまして、企業側に、発電などのエネルギー部門は別会社にし、生産部門と経営を分ける動きはあるが、当該奨励金は新規設備投資を行った企業の固定資産税額に応じた交付となるので二重交付になることはないとは回答させていただきます。

上の図でいいますと、三菱商事と子会社でありますＭＣＪの両方に奨励金を交付することにならないのかというご指摘に対しまして、固定資産税を納付していただいておりますのはＭＣＪでございますので、ＭＣＪだけに奨励金を交付することになりますという回答でございます。

丸の二つ目でございます。奨励金事業の目的として雇用の場の確保が含まれているにもかかわらず、必ずしも新たな雇用が生まれないと考えられるこうした事業に対する奨励金の交付をどう考えているのかというご指摘に対しまして、エネルギー部門を運用していく際に発生する委託事業などで新たな雇用が生まれるものと考えていると答弁させていただきます。

この新たな雇用とは、発電設備の運転委託を受けるＪＳＲ側に業務が発生するというこ



とで、実際に、この発電設備の運転にはＪＳＲの社員６人がかかわっていると聞いております。

答弁の後段のほうに、また、本事業は、コンビナート地域の空洞化対策として既存立地企業の存続も目的の一つとしていっていると書いてございますが、この部分につきましては、冒頭、企業立地制度の経緯及び概要でも申し上げましたように、設備投資が行われずに事業所が撤退してしまえば、就労の場もゼロになってしまいますので、ゼロにならないように設備投資をして、事業所を存続してもらうために雇用要件を設定していないというご説明をさせていただいているということでございます。

丸の三つ目でございます。新たな雇用の実態は把握しているのかというご指摘に対しまして、申請書にどれだけの雇用が生まれるのかを記載いただいているが、新規雇用者数については、奨励金の交付要件とはなっていないため、どこまで確実に履行されているかは把握していないと答えさせていただいております。これは、工事が完了して30日以内に出していただく指定申請書に新規雇用者数というものを記入していただいておりますが、その証拠書類の提出は求めているということでございます。

丸の四つ目でございます。条例の目的に雇用の場の確保とあるため、目的に沿った形で事業を推進するよう見直しを行うべきであるというご指摘に対しまして、条例の期間が平成27年度までとなっているため、指摘されたことを踏まえ、見直しに向けて検討したいと答弁させていただいております。これは、これまでもその時々に必要な見直しを行ってまいりましたが、平成27年度以降につきましても、いろいろなご意見を踏まえた上で、そのあり方について検討を行いたいということでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

予算常任委員会全体会における議論等でございますが、丸の一つ目でございます。ＭＣＪは設備を保有しているが、市内従業員がゼロ人という実態のない会社である。企業立地促進条例の目的とする産業の振興と市民生活の安定に資するものではないのではないかというご指摘に対しまして、ＭＣＪは四日市市に住所を置き、固定資産税や法人市民税などを納入する法人市民であり、市税収入の増加や、企業活動による本市産業の活性化の促進など、本市産業の振興と市民生活の安定に貢献していただいていると答えさせていただいております。

丸の二つ目でございます。ＭＣＪの企業形態は、実質リース会社であり、企業立地奨励金については、本来事業者であるＪＳＲ株式会社に支払うべきではないのかというご指摘

に対しまして、四日市市企業立地促進条例では、製造業の事業所における発電の代行を主とする事業を奨励金の交付対象事業とし、実際の設備投資を行う代行者に奨励金を交付することとしていると回答させていただいております。

丸の三つ目でございます。エネルギー部門の投資は、生産増強や高付加価値化といった産業の高度化にならないのではないかとのご指摘に対しまして、現在ある設備を更新する場合には、生産の増強や高付加価値化という産業の高度化が要件となりますが、今回のMCJの場合は、事業所新設による指定のため、生産増強等の要件は適用してございません。

しかし、エネルギー調達が発注元でありますJSR株式会社と一体的に考えた場合、当該エネルギー部門への投資がJSR四日市工場のマザー工場化という産業の高度化に寄与していることが確認できるというふうに答えさせていただいております。

最後、丸の四つ目ですが、下線を引いた部分でございますが、これが本日の論点としていただく部分ということで下線を引かせていただきました。いろんな切り口でご意見をいただいておりますが、それらは全てMCJに対する奨励金の交付が不適切なので見直すべきだということでございます。

それに対しまして、私どもとしては、その意見に反することになりますが、MCJに対する奨励金の交付は条例に則したものであり、今後も継続して交付できるものであると判断していると回答させていただいております。

最後に、参考といたしまして見直しの状況についてご報告をさせていただきます。

いただいた意見によりまして、既に運用の見直しを行ったものがございます。それは、申請書に記載していただく従業員数の報告につきまして、設備の設置者と運転者が違う場合、これまでは、設置者と運転者が資本関係にある場合は、運転者を含めて報告をいただいております。例えば、フラッシュアライアンスが設置者で東芝が運転者という場合がございますが、この場合は資本関係にございますので、東芝の従業員を含めて報告をいただいていたということでございます。

MCJの場合とは申しますと、MCJとJSRに資本関係がございませんので、MCJの申請の際にJSRの職員数を含めて報告はいただいていたということでございます。

それに対しまして、今後、運転委託等契約関係にある場合も運転者を含めて報告をいただくというふうに見直しを行いまして、MCJ社につきましても、設備を運転するJSR

の社員を含めて報告をいただくように運用を見直ししたところでございます。

検討中の部分でございますが、本市における持続的な産業振興のため、企業立地奨励制度をぜひとも継続する必要があると考えておりますが、平成27年度以降の制度におきましては、企業のさまざまな投資形態に対応できるよう見直しを行いたいと考えております。

6ページの資料1につきましては、今の制度をご説明する事業者様向けのチラシでございます。また、7ページ以降は、企業立地推進条例並びに規則を添付させていただきましたが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりでありまして、説明の中でもありましたように、所管事務調査に至った経過としては、2月定例月議会の予算常任委員会産業生活分科会での議論や、それから、予算常任委員会全体会での議論を受けてということで、冒頭に今の企業立地促進条例の制度に基づく経年での適用、交付の推移だとか金額も含めて説明をいただきましたし、改めて2月定例月議会で議論となりました個別の事案で、MCJについてのやりとりと、それを受けての見直し状況についても報告をいただきましたので、これから各委員の質疑とか意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

村山繁生委員

新規雇用の要件なんですけど、これ、外したということで、その理由が、なくなってしまうと働く場もなくなるからという理由ですけど、それ、ちょっと弱いような気がして、当然それは会社がなくなってしまうえば仕事もなくなるんですけど、やはり立地することにおいては、交付金を出す以上は、やはり市内従業者を雇用するという条件は僕はあってしかるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがなんでしょう。

加藤清助委員長

どなたが。

永田商工農水部長

雇用が重要であるということを私どもも認識しております。ただ、非常に、ある意味危

機感といいますか気にしていますのは、産業自体が空洞化して組織の全体の活力がなくなってしまうということをすごく危惧しているというのがまずあるということをお話しさせていただいている。その中で、雇用をどういうふうに確保していくのかという問題はもちろんあるわけですけれども、この企業立地奨励金等の中で考えていくのか、それとも、ほかの方法も含めて考えるのかという、その辺はやはりこちらも検討させていただきたいというふうに思っています。

村山繁生委員

企業の厳しい事情ももちろん理解しておりますし、その中で、やはり奨励金の中で検討するのか、合わせて複合的に検討するのか、またその辺のところを要望しておきます。

加藤清助委員長

他にございますか。

伊藤 元委員

2月定例月議会のときにもちょっとおかしいんじゃないかというふうな異論を唱えた1人なんですけれども、改めて説明を聞いて、これは問題ないのではないかと、今後もこのようにやっていくというようなことやったんかなと思うんですけど、きょう改めて聞いても、やっぱりちょっと私は違和感があります。

今、部長は、企業の空洞化というかそれを心配されておるようやけれども、それは、またちょっと違うところに視点を持って力点を置いていくことが大事ではないのかなという気がするんです。やっぱりどう考えても、これは今、既存の企業が、自分のところの運営を賄っていくのにエネルギーが要るわけで、その中身を充実化させておるだけの話で、そうすると、それはもう新しい企業を呼び込んでくるというような策ではないような気がするんですけど。なので、そうやって心配し出したら切りがないことで、ちょっと目的というか、そういう趣旨が違っておるように私は感じますね。

決定的なところというのは、やっぱりこの2ページに書いてもらっている一番下の段やわな。雇用の確保に努めというところで、やっぱりこれ、報告することと報告を義務づけておるわけで、義務づけておることは何やと考えると、雇用がふえていっておるかどうかを確認しようとしたんと違うのかな、最初に。そのためにこれがついておるんやない

のかな。それが、経年的にもずっと一緒のままで、もともとの企業さんの社員さんが発電の業務に従事しておるとのことやったら、タコ足状態なんかというふうにしか僕はちょっと感じやんのやけど、もう少し理解のできる説明が欲しいんやけども、いかがでしょうか。

永田商工農水部長

確かに雇用の問題でおっしゃられた部分が危惧される場所はあると思うんです。先ほど課長のほうで説明した平成3年からの重点整備地区整備促進条例というものの中で新規雇用の要件があったということなんですね。ですから、私どもとしても、新規雇用が望ましいという考え方は持っております。新規雇用を、できれば新たな設備投資が外から入ってきて雇用がさらに拡大する中で雇用が生まれれば、それはベストであるというふうに思っているんですが、ただ、先ほども申しましたように、今、どんどん外国へ企業が出ていく中で、今ある企業自体が、新たな設備投資で、古い設備から新しい設備へやることで投資もしていただかないと、今、働いている方の働く場もなくなっていくというのが非常に大きいというのがあるんですね。それにプラスして、その設備投資によって新規雇用が発生すればより望ましいというのはこちらでも十分考えております。

その中で、やっぱり実際雇用がどうなっているかというのを、これまでもご指摘もいただく中で、現状を正確に把握するためにも雇用の数をとるといようなことをしていったというふうに思っております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

その辺を心配すると、やっぱり何とかしたいなということになっていくんやろうと思うんやけれども、これはこれで今のところ置いておいたとしても、もう一つ、何やったかな。新しいエネルギーのがありませんでした、ちょっと出てこやんのやけど。今回ゼロになっておったやつ、予算のときに。何やったかな、あれ。

加藤清助委員長

奨励金。新しいエネルギー。

伊藤 元委員

奨励金やなかったかな、次世代エネルギーと違うな。

小林博次委員

シェールガスか。

伊藤 元委員

シェールガスと違う。何かを呼び込むのに、今年度はゼロになっておったやつ、利用がなかったとって。何やったっけ、忘れてしまった。

ちょっと質問をさせてもらったときに……。

小林博次委員

燃料電池か。

伊藤 元委員

そうそうそう、燃料電池。燃料電池の部分なんかで開発ということが、ちょっと数年前にはかなり言われておりましたやんか。ところが、それに開発参入する企業がなかったということなんやけれども、果たして本当にそれはそうなんやろうかなという気がするの。

燃料電池、ちょっと私たちも勉強したことがあるんやけれども、水素を使って発電していくということで、すごく環境によくて、確かに水素自体が爆発すると怖いということがあって、結構慎重に取り扱わなければならないということを経験したんだけど、原子力とかそういうことに比べればはるかに安全やし、それで、将来性のあるエネルギーやなど私たちは思ったんですよ。

だから、やっぱりそういうところら辺を誘導的にというか、引っ張り込んでくるとか、もう全然国内では話にならないのですかね。あれだけ結構いろんな企業が、新日本石油とか、京セラとか、私たち、勉強に行ったんだけど、一生懸命精力的にやっておったと思うんやけれども、全然ないんだらうか。その辺、どうやって市のほうは考えておるのかなという。やっぱりその辺を呼び込むように投げかけていくということが大事やと思うんやけれども、これとは少し離れますけれども、どうなんでしょう。燃料電池の実態、どうやって把握しておるのか、教えてください。

服部工業振興課長

失礼いたします。

燃料電池につきましても、次世代電池にかかわる事業ということで、現在の企業立地奨励制度の対象にはしてございます。ただ、燃料電池自体が、実験の段階から既に実用化の方向へもう進んでおりまして、燃料電池を使いました自動車、F C Vにつきましても、2017年度までに水素ステーションを全国で100カ所設けて推進していくという流れになっておりまして、先日、鈴鹿市がF C Vの水素ステーションに手を挙げたところでございます。

市内企業におきましても、ガソリンスタンドを持っておるような事業所につきましては、その検討を始めているといったような段階というふうな情報は入手してございます。

伊藤 元委員

ちょっとまとまりのない発言で申しわけないんやけれども、そうやって実際に進んでおるわけで、全国的に見れば。やっぱりそういうのを積極的に呼び込んできて、市内でもっと大きく事業展開をしてもらおうとか、そういうふうにはならんのかなと。ちょっとその辺の考えにやっぱり結びつけていくようにするべきやと私は思っておるもので、ちょっと意見としてこの辺でとめておきます。

加藤清助委員長

他にございますか。

小林博次委員

質問に対する答弁というか、きょう、勉強会の素材になっているんやけど、もう少し角度を変えてもらって、何で企業立地奨励金制度をつくったのか。そのあたり、やっぱりきちっと問題提起をしてもらいたいと思うんやわ。企業立地奨励金は、全国的に見ると、そこにある企業の育成ということではなかったと思っているんやけど、四日市市の場合は、コンビナート企業群が老朽化してだんだん元気がなくなっていく。ほかを向いて出ていくか消えてしまうとまずいので、これを何とかしたいと言ってずっと研究をしてきたわけやね。

そこで工場立地法を少し緩めてもらって、敷地内緑化を緩めてもらったり、それから、県と市で、国の後押しのもと高度部材イノベーションセンターが設立されて、今、伊藤委員が言われたみたいに燃料電池の研究が始まったわけね。ただ、四日市市に少量生産をする企業群がないので、研究開発まではいいんですけど、後それをどう育てていくかというのが、実はここの地域の課題でもあるわけね。

だから、企業立地奨励金で、企業を何とかそこに踏みとどまらせて、新しい設備投資を促して、なおかつ四日市市のまちを発展させようとする、もう一点、だから少量生産をやってくれる企業をどう育成するのかということまで体系的に指導していく必要があるんじゃないのかなと思うんやわね。

例えば、人を雇用したらということが問題になるんやけれども、もともと招致産業は、好況のときでも不況のときでも、実際にほとんど人は減っていないと思うんやわな。好況だからといって人はふえていないし、不況といってもほとんど減っていないと思うんやわな。だから、恐らく設備投資をすれば、できるだけ人を減らす格好で経営体質の強化を図っていくと思うんですね。これ、コンビナート以外のほかでもやっぱり同じ現象を起こすと思うんですね。

ですから、雇用をたくさんという、その願いはわからなくてもないけれども、そういう方向とは違う方向で動いてしまう。だから、その辺をやっぱり加味して、別に雇用を生み出すような産業育成、こんなことをやっていかないと、つじつまの合わない政策になってしまうというふうに思っているんやけど、何か、質問に対する答えみたいな格好で、質問を聞いているとき、何が問題なのかちょっと意味がわからなかったけど、こうやって整理してもらおうと問題がわかったんやけど、問題がわかって問題にならんと思ったんやけど、あと、やっぱり勉強会ですから、企業立地奨励金を何で出すようになっているのか。何でこれからも必要なのか。あと、それだけで足りるのか足りやんのか。これが勉強課題ではないのかなと思うので、少しご答弁をいただくとありがたいなと。

佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

まず、最初に、制度自体が企業を存続させるための制度として始まったのではないんじゃないかというようなご質問だと思うんですけども、済みません、私もその重点整備地区の平成3年の時点の制度についてはちょっとよくわからないんですけども、今の企業立地奨励金制度が始まったというのは、先ほど課長も説明させていただきましたように、



某メーカーさんの一連のプラントがとまるということで、このまま放っておいたら、どんどん事業所自体の設備が撤退されていくだろうというふうなところで、こいつを何とか食い止めないといかんというところから始まったというふうには理解しております。

確かに新たな産業というのも非常に大事だと思いますし、新規に企業を引っ張ってくるということも非常に重要だとは思いますが、ただ、なかなか今、四日市市の現状を考えた場合に、そういった誘致してくるような土地がないという一つ大きな問題がございます。コンビナートの中もいろいろ遊休地なんかが出てきておるわけですが、そういったところをいかに活用していくのかなというところで、今、方策を考えておるところでございますけれども、いかんせん、いろんな土壌の関係の規制でございますとか、なかなか特区とかでも緩めるのが難しいというような課題に今、ぶち当たってございまして、政策推進部のほうでやっております産業戦略会議の中でもそういったことが、今、議論をされている最中でございます。

そういった、いわゆる製造業としての産業で雇用を確保していくということも、これまで、四日市市の場合、それが中心だったわけですが、これ、四日市市に限らず、製造業の占める事業者数の割合というのは、やはり減ってきてございます、トータルで見たときに。何がふえているかという、例えば、福祉関係の介護でございますとか、そういったサービス系の事業なんかがどんどんふえてきておるというところを考えますと、製造業だけじゃなしに、そういったサービス部門なんかへの投資をいただくような、立地していただくような企業さん。そういった企業もどうやって引っ張ってくるのかな。あるいは、どういったインセンティブを与えれば来てもらえるのかなと、そういったことも検討をしていかなきゃいかなのかなというふうに思っております。今、その辺についても産業戦略会議の中でいろいろとご意見をいただいておりますが、なかなかこれだというところがまだ出てこないというのが現状でございます。

#### 小林博次委員

大体わかりましたけど、全国的には、じゃ、これ、事業所税に対して、事業所税が固定資産、もしくは都市計画税の二重課税ではないかと、こういう指摘をされているところですが、そういう課税をするけれども、しかし、それにかわって企業立地を奨励するよと、設備投資をすれば対応しますよというそういう制度として提起される。四日市市は、よそのやつを先取りして導入していったという経緯があるので、少しニュアンスが違うん

やけど、結局こういうものを勉強の素材にせんならんというのは、問題が指摘されて、やっぱりきちとした説明がなされていない。だから、説明しても、聞いておってもわからん説明では説明にならんのやけど、聞いてわかりやすいような説明にして、やっぱり市民にも訴える。

実際に、例えば、産業がだんだん変わっていくんやというような話やと、こんなの出してもしょうがないなという結論にしかならんので、やっぱり撤退をされるやつを防いでいる効果はあると思っているのやわ。だから、そういう流れの中できちっと、当てずっぽうと違って、数字を上げた実態を知らせておく必要があるのと違うかなと。

また、あなた方がつかんでおく必要があると思うんやわな。我々も、したがって、それを教えてもらうと果たしておる役割が見えてくる。次に何が足らんのか、何をせなあかんのかというのが課題として浮かび上がってくる、こんなふうにするので、そのあたりを含めて我々も勉強したいので、そういうことで、何かまたあれば教えてもらいたいと思うんです。

加藤清助委員長

よろしいですか。

小林博次委員

はい、いいですよ。

加藤清助委員長

さっき説明の中で、製造業のあれが、これ、条例の対象なんだけど、製造業の雇用は、全体としては減ってきていて、さっき福祉分野とか何とかにも目を向けてというふうなのがあったけど、見直しの検討中の内容で、例えば福祉分野での投資があったら、そういうのも別の条例になるんかしらんけど、この条例の対象事業の中で考えていくというような意向で説明されたん。

佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

まだそこまで具体的に検討に入っているわけではございません。雇用のという面を見た時に、今、どんな分野で働いている人が多くなっているのかなということを考えると製造

業だけではないですよという、そういったサービス部門とかいうところへももう少し目を向けていかざるを得ないのかなという状況把握の段階です。

加藤清助委員長

他にご質疑。

早川新平委員

伊藤委員や小林委員が指摘した、やっぱり雇用のところで、4ページの真ん中、三つ目なんかに、新たな雇用の実態を把握しているのかということに関しては、把握はしていないと。それで、この奨励金のあり方に対して説明はいただいたんだけど、やはり高額な奨励金を出しておいて、第一義にここに書いてあるように、1ページ目に、下のところ、ペケ印の3の、雇用の確保に努め、雇用状況を報告することということまであるのに、それをしていないという。これは、雇用がなければ出さないとかそういう意味ではなしに、今後検討するとも言っているのだから、そのためにも、やっぱりつかんでおかなきゃ僕はいかんと思うんです。

だから、雇用には発展していない新たな設備投資ですということならいいんだけど、やはり雇用ということが必ず、皆さんが指摘されたようにかんでくるので、一応把握はしておかないかと私はそういうふうに強く思うので、今後、見直しに向けて、その下に、指摘されたことを踏まえ検討したいということが書いてあるので、その前段に対しても確実に履行されているかは把握していないということではまずいというふうに私は思うんですよ。これは、各委員の方が指摘されたのとやはり同じなので、今後、実態はどうなんだということは把握しておくべきやと思うんです。金を上げたら終わりやという、奨励金を出したら終わりじゃなしに、そういういろいろな項目がある以上はしておくべきやというふうに各委員さんも強く指摘をされたので、僕、そのところ大事なことやと思うんですけど。

以上です。

加藤清助委員長

意見、答弁を求めますか。

早川新平委員

別に求めなくても、今の答弁があって、する気はあるのかないのかだけちょっと教えてほしいかな。

佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

雇用の状況がどうなっているかということについて、確かに昨年ご指摘をいただいたときには、余り大したヒアリングを行っていなかったというのが、実態でございましたので、一番最初に奨励金の対象としますよというのをまず事業として指定します。それから、工事が行われて、ものができ上がった時点で次の年から税金がかかってきますので、その税に対して翌年度から5年間の奨励金の交付申請書というのが毎年出てきてございます。その申請書が出てきた時点で、指定申請書のときに書かれた人数が今どうなっているんですか。あるいは、その事業にかかわるものがどれだけで、事業所全体では大体どれくらいふえているんですかとかいうのを、こちらのほうで提出時にヒアリングを行いまして、経年変化といいますか、そういうのがつかめるようにしろということで一部始めてございます。

加藤清助委員長

始めているのね。

よろしい。

早川新平委員

今後、これは継続してやっていくという予定があるんですか、ないんですかと私はそれを聞いたので、端的に言ってもらったらいいいんです。ありますか、ないですか。

佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

そのつもりで続けていくつもりでございます。

早川新平委員

わかりました。

以上です。

加藤清助委員長

雇用実態調査って毎年やっておるでしょう。奨励金交付事業所にかかわらず市内で何百社とかいって。それにここの事業所も含まれているわけでしょう。毎年やっているんでしよう、あれ。

佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

まず含まれているとは思いますが、ただ、奨励金のほうが、その事業に何人かわりま  
すかというような書き方になっていますので、事業所統計のほうは多分、私、ことしまだ  
やっていないもので余り詳しくないんですけども、事業所全体としてどれぐらいかとい  
うような内容になってくると思いますので、それだけでは対応はちょっと難しいかなと思  
っておりますので。

加藤清助委員長

他に委員の方。

伊藤 元委員

先ほど課長の説明の中で土地がないという話があったんやけど、この資料はこの間のや  
つの延長なんやけど、企業立地奨励金というそもそもの論でちょっと話をさせてもらいた  
いんやけどよろしいです。

加藤清助委員長

はい。

伊藤 元委員

土地がないという話やったけど、それではどうしようもないよね。それやで、企業立地  
奨励金、立地って、ここの場所で事業をしていただくために準備するお金なわけでしょう。  
それやで、今ある企業にお金を出して居残ってもらおうというのより、やっぱり僕は、新た  
にここに場所を用意しますから、ここへ来てくださいと言って呼び水とするためのお金や  
と思うんですよ。

例えば、そういう中で工業団地をつくって行って、もしくは今あるところに来てもらう

ために使うのが奨励金やと僕は思うんですわ。だから、やっぱりちょっと違うなと。

例えば、この間もあった話なんやけれども、現実には。楠のほうで、昔APIコーポレーションさんって事業者があって、撤退されました。それで、あれは田辺三菱製薬株式会社さんかな、今、土地をお持ちになられておる。

あそこへある某ガラスメーカーさんの会社がどうやろうという話があったみたいで、聞いてみると、その旧薬剤会社の跡地でちょっと土壤汚染があると。それを、今、微生物分解で浄化しておる最中やからそこは不適ですという話やったというのを聞いておるの。実際、その某ガラスメーカーさんは河芸のほうのサイエンスシティに行っちゃったという話なんやけど、やっぱり今でもあいておるのやけど、そういうところを早く活用するためにもそういうお金というのは使えやんものなんやろうか。何かそんなのに使ってもええような気がするんやけど、私的には。

それやで、今の既存の業者に、そうやって出すものやったら出すで、それはそれでそうやってするんやったらええけれども、そういう工場用地があいておるのね。工業用水も来ておって、以前工場があった跡地が大きくあって、それがそういう理由でできていないんやったらもったいないですやんか。それ、早いところ一気に浄化して、浄化するのか何か知らんけれども、そこへ来てもらうような呼び水にお金を使っていくという手法もありじゃないんかなという気がするんやけど、その辺の見解はいかがでしょうか。

#### 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

楠のAPIさんの意見でちょっとご質問があったんですけれども、今、ご紹介いただいたお話のほうも、我々のほう、いろいろと情報は得ておりまして、いろいろ、中には一旦入らせていただくなりに対応はさせていただきました。余り具体的なことはちょっと言いくいので申し上げないんですけれども、あそこの場合ですと、一応土壤汚染の処理自体は一旦終了しまして、今、地下水なんかの水質をもう少し監視しておらんとだめですよというふうな状態になっているというのはホームページのほうでも公開されてございます。

そういったときに、企業さんのほう、新たに來られる企業さんが、奨励金もありますから、こういう制度もありますので、ぜひひとつその足しにでもしていただければと思うのでどうですかというようなお話を我々のほうからさせてはいただいております。

ただ、なかなか、やっぱり買うほうの企業さん、あるいは売るほうの企業さんにしましても、もうこれがまるきりきれいな土地じゃないとお互いにリスク負担をすることになる

ということで、そのあたりがなかなかうまくお互いの合意に至らなかったというようなところでございまして、そういったことも含めまして、企業立地奨励金制度を少しでも足しにさせていただいて投資に結びつけていただきたいというふうな宣伝といいますか、PRはさせていただいているところです。

加藤清助委員長

よろしい。

伊藤 元委員

はい。

加藤清助委員長

他に。ございませんか。

よろしい、副委員長。

樋口龍馬副委員長

これ、予算の枠どりと使用されている額というのはぱんぱんまでいっているんですけど。

服部工業振興課長

予算につきましては、おおむねの事前の情報を企業様からいただきまして、それに基づいて予算を算定してございます。ただ、当初予定していた設備投資が途中でされなくなったりとかということもございまして、予算と乖離が出てくるという状況がございまして。

樋口龍馬副委員長

今、私が質問した意図は、今の皆さんの議論を聞かせていただいていると、新しいところから呼び込んでくる。それは大変結構なことだと思うんですけども、それは、別にこの予算が使いにくいからとか、入り込めないからというのではちょっとないのかなと思いますので、ちょっと議論の方向がずれていってしまったのかなというふうに感じましたので、その部分をちょっと確認したかった。

ぱんぱんになっていて、地元企業優先で入れてしまっていてよそから入ってこれないということだと、これは大いに問題かなと思うんですけども、企業立地奨励金を使いやすいような、使われやすいような、工業団地の整備であったりということが求められているんじゃないかというようなことが委員の皆さんからの意見だと思いますので、その部分を履き違えずに進めていただいて、平成27年度の見直しのほうに進めていただければなというふうに感じましたので、一言だけ。

加藤清助委員長

意見としてでよろしいでしょうか。

樋口龍馬副委員長

はい。

加藤清助委員長

他にございますか。

(なし)

加藤清助委員長

ないようですので、所管事務調査の企業立地奨励金についてはこの程度にとどめること  
でご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤清助委員長

では、この件については以上とさせていただきます。

1時間経過しましたが、いかがいたしましょうか。続行しますか。

小林博次委員

休憩。



加藤清助委員長

じゃ、休憩をとらせていただきたいと思います。あの時計で2時40分再開とさせていただきます。

14：31 休憩

15：24 再開

加藤清助委員長

あと、議題は一つですけど、続行させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

加藤清助委員長

では、4番目、その他の議題として上げさせていただきました競輪場来賓棟の利用についてを議題といたします。

先般新聞での報道もありまして、ぜひ議会のほうへの報告をということでありましたので、その件について、まずご報告をお願いいたします。

永田商工農水部長

先般、競輪場の来賓棟の利用についてご心配をおかけしまして申しわけありませんでした。また、本来ですと、もう少し早くご報告もさせていただくべきでありましたけれども、本日になってしまいましたことをまずおわびさせていただきたいというふうに思います。

この事案の概要、それから経緯、今後の対応につきまして、担当の理事でございます竹尾のほうからご説明をさせていただきます。

竹尾商工農水部理事

担当理事の竹尾でございます。

部長が申しあげましたけれども、私ども競輪場の来賓棟の件で本当にご心配をおかけし

まして、まことに済みませんでした。

私からは、事業の概要と、それから来賓棟利用の経緯と今後の対応についてご説明させていただきます。

まず、事案の概要でございますが、三重県及び四日市市から入札参加資格停止処分を受けた市内の会社役員の方が、7月4日、7月5日と来賓棟を利用したことについて報道がなされました。

私どもとしましては、7月4日の午前中につきまして上記処分を受けたことを把握しておりまして、三重県警に問い合わせた上で、競輪場等への入場禁止対象者を定めまして、私ども四日市市自転車競争実施規則第70条第1項第9号の「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者」には該当しないということで、結果として来賓棟の利用を認めたところでございます。

そもそも来賓棟につきましては、平成5年度に建設しまして、平成15年度に増築を行いました。当時、四日市競輪、経営的に逼迫しておりまして、再生を図るといいますか、平成19年度から全ての競輪をナイター競輪とする。あるいは包括民間委託を実施する等々の中で来賓棟の有効利用というものも一つ視野に入れまして、利用規約を設けまして、個室貸付事業対象者、社杯提供者、あるいは官公庁、公営競技報道機関等の関係者及びそれらの方から紹介いただいた方々に利用していただいております。

私どもとしまして、今回のような事案を踏まえまして、関係各所、特に警察関係への連絡をさらに密にしまして、もっともっと速やかな判断ができるように努めますとともに、利用規約につきまして必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

この件に関してご質疑のある方。よろしいですか。ありません。

早川新平委員

今の四日市市自転車競争実施規則第70条第1項第9号、これ、警察のほうに聞いて該当しないということで、役所から見たら、競輪事業のほうから見たら何の不手際もないので、利用を認めたということでしょう、最初は。

竹尾商工農水部理事

竹尾でございます。

確かに第70条の規定には該当しません。そして、利用規約にもその利用禁止規定がございませんので、出ていってくれとは言えません。

ただ、道義的といえますか、私、悩んでおったのは、来賓棟に入っておるということで、やはり、例えばご遠慮いただくとか、そういったちょっと、さらにもう一つ規約以外の分で何かできないかなというふうな判断といえますか、それがなかなかはっきりできなくて、ただただもうそうやって来場禁止対象者じゃないということで、結局2日間認めてしまったということが実態でございます。

早川新平委員

今の竹尾さんのご説明でわかるんですが、それを方向転換したという経緯、最初認めて、利用してもらったわけじゃないですか。それで新聞報道をされて方向転換したわけじゃないですか、道義的にやめたというか。そのこのところだけちょっと教えていただきたいという意味でご質問したんですが。

加藤清助委員長

現時点はどうなっておるかということ。

永田商工農水部長

まず、この書類に書いてございますように、出発点としては、入札参加資格の停止処分ということでございまして、そこと来賓棟の利用との規約との整合に若干問題があったのかなというふうに思っております。

それから、規約上、あるいは競輪の自転車競争実施規則上、競輪場へ入場をお断りする方にはならないというのが警察ともお話しした中での判断でございます。お断りすることはないわけですが、来賓という施設の性格から、社会通念上といえますか、市民の方から見たときに、優遇して入れるということについては市の判断としてはどうかというようなことをご意見いただいているものと思います。

その中で、やはり、先ほど言いました利用規約と入札参加資格処分問題等、こちらの整

合等を含めて、やはり利用規約の部分をこちらが再度点検する必要があるというふうに考えて対応していくところでございます。

早川新平委員

大体納得しました。その利用規約をもう一度構成し直すということで判断してよろしいですか。

永田商工農水部長

来賓棟の利用規約を見直すといえますか、どのような形であれば今回のようなことが起こらないかということについて、市民の理解も得られるような形で考えてみたいというふうに思っております。

加藤清助委員長

他にございますか。

利用規約の見直しはいつまでにやる予定なの。

永田商工農水部長

正確にまだ、何日までという形でお答えはできるところではございません。

といえますのは、1点は、当面の対応として利用規約を直せるところの部分と、あるいは、最近競輪場自体のご利用をいただく中で、もっと利用いただく方のために、例えばファンクラブのような形とか、やはり競輪場ですので、営業的な側面もございますので、その中で少し時間をかけて見直すものもあろうかと思っておりますので、あわせて考えたいと思っております。

加藤清助委員長

他によろしいですか。

(なし)

加藤清助委員長

ないようですので、この議題はこの程度にとどめます。

以上で本日予定いたしました議題は全部終了いたしましたので、委員会を閉じさせていただきます。

本日はどうもお疲れさまでございました。

15 : 35 閉議